

令和5年5月8日

放課後児童クラブ利用児童保護者 各位

三豊市子育て支援課

5類感染症へ移行後の放課後児童クラブにおける新型コロナウイルス感染症 に対する考え方について(お知らせ)

保護者の皆様におかれましては、日頃より放課後児童クラブの活動にご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症は、5月8日付けで感染症法上の位置付けが5類感染症に移行することとなりました。

つきましては、放課後児童クラブにおける5月8日以降の新型コロナウイルス感染症に対する考え方について、下記のとおりお知らせいたします。

なお、感染症法上の位置付けが変わりましても、手洗いや換気などの基本的な感染対策の重要性は変わりませんので、今後とも引き続き、ご家庭での感染対策等にご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

記

1 放課後児童クラブの登室について

- 新型コロナウイルス感染症への感染が確認された児童に対する登室停止期間は、「**発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで**」となります。
※起算日は発症した日や軽快した日の翌日からになります。
- 登室停止解除後、発症から10日を経過するまでは体調管理やマスクの着用を推奨します。
- 濃厚接触者の特定は行われません。同居家族が新型コロナウイルス感染症に感染した児童や、学校で新型コロナウイルス感染症の患者と接触があった児童のうち、感染対策を行わずに飲食を共にしたものであっても、新型コロナウイルス感染症の感染が確認されていない者については、直ちに登室停止の対象とはなりません。

2 保育料について

- 5月8日以降、新型コロナウイルス感染症に関連して欠席した場合でも、インフルエンザ等と同様に、日割りで計算した保育料の還付は行いません。

3 感染症対策について

○放課後児童クラブでの感染対策について

- ・従来の感染対策に引き続き、手洗いや換気などの基本的な感染対策を行います。
- ・毎日の検温は必要ありませんが、児童の健康観察をお願いします。
- ・発熱や咽頭痛、咳など普段と異なる症状がある場合は自宅での休養をお願いします。
- ・おやつや1日保育のお弁当時には「近距離」「対面」「大声」での会話を控える、児童の間に触れ合わない程度の身体的距離を確保する等の感染対策を行います。

○マスクの着用について

- ・放課後児童クラブでの活動について、児童のマスクの着用は求めません。ただし、マスクの着用が推奨される場合においては児童についてもマスクの着用を推奨します。
- ・支援員についても、マスクの着用は個人の判断になります。
- ・新型コロナウイルス感染症に限らず、季節性インフルエンザ等も含め、感染症が流行している場合などには児童に着用を促すことも考えられますが、着用を強いることはありません。

○クラブの閉室について

- ・通常時のクラブの開室については、学校の学級閉鎖等に準じます。
- ・長期休業期間中にクラブ内で感染症が流行している場合、放課後児童クラブを閉室する場合があります。

以上

お問い合わせ先

〒767-8585 三豊市高瀬町下勝間 2373 番地 1
三豊市子育て支援課 放課後児童クラブ担当

TEL 0875 - 73 - 3016

E-mail kosodate@city.mitoyo.lg.jp